

【任意継続保険申請時の注意事項】

下記、内容をご確認の上、申請してください。

申請

- 退職日の翌日から20日以内に健保組合に提出してください。
- 在職時の保険証は、原則として本人・家族分を全て退職日に返却頂きます。
- 健保組合に届出た内容に変更がある場合は、速やかに届出をお願いします。
(該当例)：氏名変更、住所変更、扶養者に異動がある場合

保険料納付

- 任意継続保険に加入した時点（加入月）で、保険料が発生します。
- 資格取得申請書提出後、初めて納付すべき保険料を納付期日までに納付しなかった場合、任意継続被保険者にならなかったものとみなします。
- 一度選択した納入方法は変更できませんので、ご本人の状況にあった納付方法をお選びください。
- 月納の自動引落を希望する場合、郵便局窓口にて「自動払込利用申込書」にご記入の上、ご提出願います。手続きには、約1ヶ月かかります。記入例は、当健保組合のホームページに記載してあります。
- 初回保険料の納付期日は、健保指定日となります。（資格喪失日から20日以内）となります。前納の場合、納付期日が翌月にまたがる場合は、資格取得月の末日が納付期日になります。よって、資格取得日（退職日翌日）が月末の方は、納付期日が0～1日の場合もありますのでご了承ください。もし納付期日が銀行の休業日の場合は、その年度において前納はできません。
- 銀行振込の場合は事前に送付する納付書兼領収証書を、自動引落としの場合は通帳の記録をもって領収書の代わりにさせていただきます。
※確定申告用に利用する「納入証明書」は、1月下旬頃に郵送します。
- 保険料納付後、「国民保険に加入する」「家族の被扶養者になる」という手続きを取られても納付済み保険料は還付できません。

資格喪失(脱退)条件

被保険者（本人）が次の事由に該当したときは、任意継続被保険者制度の資格を喪失します。

1. 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき。
2. 保険料を納付期日（毎月10日）までに納付しなかったとき。
3. 再就職先の健康保険・船員保険の被保険者となったとき
4. 後期高齢者医療制度の対象となる満75歳になったとき。
5. 被保険者が死亡したとき。

※3、4に該当する場合は、「任継脱退届」を提出してください。

保険証

- 初回保険料納付後に保険証を「納付等のご案内」書類と一緒にご自宅へ簡易書留便で郵送します。
保険証を受け取るまでの期間は、初回保険料納付後、通常2～3週間程度です。

以上